



スティック大家

大木さん

私は大学を卒業後30年間、大手住宅メーカーに勤務していました。サラリーマン時代に数多くの相続トラブルを目の当たりにしてきました。そのトラブルで家族がバラバラになるのを見てきました。そうして自身の親に相続が発生した時には、絶対にトラブルにならない為にはどうするかをいつも考えていました。

「家と不動産を継いでくれ」父の思い

先に亡くなったのは母親でした。母の遺産を確認すると、意外に預貯金が多く驚いたことを覚えています。父親としては、長男である私に家と不動産を継いでほしいという思いがありました。そこで父

親と相談して、母親の財産は自分と父親は「一切受け取らない」とにしたのです。ただし、将来父親が亡くなった時は「全不動産を長男である私が相続すること」を条件にしました。兄弟3人に話す時、まず全員を一齐に集めました。そして、それぞれの兄弟の前に札束を置き、授受した証明書を書いてもらいました。父親には、相続が発生した時は揉めないようにと相談して「公正証書遺言」を作成してもらいました。内容は現金のすべてを私以外の兄弟に、不動産はすべて私に相続するというものです。

円満な相続に繋げるため

そして、6年前に父が亡くなり

ました。父親の相続発生時には、遺言書の通りに現金は弟たちへ、不動産はすべて私が相続しました。前回同様に兄弟3人を集め、現金の札束を直接に手渡ししました。ちなみに生命保険もすべて3人の兄弟に分配しました。一見すれば「札束を手渡すことはどうなんだろう」と思われるかもしれませんが、大事にすべきは揉めないことです。分ける事が出来るお金と分ける事が出来ない不動産を上手く整理出来た事が良かったと思います。そして最も重要なのは「公正証書遺言」です。こうして私のとった行動は、結果的に円満な相続に繋がりました。今でも兄弟たちとは仲良くやっていますよ。



プロの

ワンポイント
アドバイス

遺言書は必要ですか？ またどんなメリットがあるのか？

必要不可欠ではないですが、あったほうが良いです。特に「公正証書遺言」の作成をおすすめします。専門家（税理士、弁護士等）のアドバイスを受けながら遺言書を残すことで、節税をしながら相続手続で相続人同士がもめる可能性を減らすことができます。逆に専門家のアドバイスを受けずに「自筆証書遺言」を作成することはあまりおすすめできません。

お答え頂いたのは…

税理士法人シリウス
中田陽介 税理士

〒102-0082
東京都千代田区1番町9-8 ノザワビルディング 6F
TEL : 03-6261-2191
HP : <http://www.sirius-ta.com/>



相続対策は

一日にしてならず！

「公正証書遺言」が

おすすめ！

My mission! 6